

## 岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会の概要

平成19年度第2回岡山市入札外部審査委員会及び岡山市水道局入札外部審査委員会を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

- 1 開催日 平成19年7月24日(火)午後2:00～
- 2 開催場所 岡山市庁舎5階入札室
- 3 出席委員(敬称略 五十音順)  
泉 照子, 井上 信二, 内田 通子, 菊池 捷男
- 4 事務局
  - (1) 岡山市  
川島財政局長, 片山統括審議監, 森安監理課長, 光森契約課長, 佐伯契約課課長代理,  
大杉契約課課長代理, 難波監理課契約指導係長
  - (2) 水道局  
佐々木統括審議監, 難波管財課長, 近藤管財課課長補佐, 國富管財課契約係長,  
御幡管財課主任, 名越管財課主任
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ① 平成19年度入札契約制度の改正について
    - ② 平成18年度契約状況の報告について
- 5 会議概要
  - (1) 平成19年度入札契約制度の改正について  
Q: 入札制度の改正については、大分力を入れた改正案だと思うが、国がやり、県がやり、そして市が最後にやったという印象は拭い切れませんが内容についてはよいと思います。一方で、入札制度に力が入っているので、随意契約との差が出てくると思いますが、随意契約は予定価格で契約をしているのですか、また今後も随意契約をするのですか。  
A: 随意契約は市場に限られるので、積算した予定価格等、市が考えているものと近い金額での契約になっています。今後は業務全体を随意契約するのではなく、入札できるも

のは入札をし、やむを得ないものはごく限られた業務のみを分離して随意契約の方法で契約をするなど、考えていかなければならないと思っています。

Q: 今後、随意契約件数が増える可能性は高いですか。

A: 件数も減らすつもりです。

Q: 現在、随意契約は部門ごとで契約していますが、市全体として全庁的に考える部署はないのですか。今は各担当に任せていますか。

A: 今は各担当課に任せています。しかし、できる限り競争性のあるものは入札していきたいと考えています。相手方を限定せざるを得ないものは避ける、また公募をして本当に限定されるものなのかを調査した上で随意契約をすることも考えられます。国でも随意契約の見直しの中で外郭団体との契約についても言われているので今後はこれらについても検討していかなければならないと思っています。

Q: 随意契約の問題は入札問題以上に重要な問題だと思っている。そこに岡山市としてチェック機能はないのですか。

A: 監査委員がいます。

Q: 最低制限価格の計算式を変更しているのはわかりますが、70%を下回ることはないのですか。

A: ありません。今までのくじによる最低制限価格の決定方式だと、実際に競っているものが失格になり競争に参加していない者が落札するといった不都合ができていました。その反省に立ち入札価格に応じて変動する計算式を考えました。入札価格が高ければ、ある程度最低制限価格が上がり、低ければ限りなく70%に近づくという形で考えたものです。

Q: 最低が70%と決まっていれば、有効入札価格の平均が70%を切ることがないので、必ずプラスになるという理解でよろしいか。

A: はい。

Q: 高落札率入札調査基準については、90%を前提にするから前の95%より低くなるわけですか。

A: 今回の計算式だとおそらく90%に近い数字になると思います。また、最低制限価格も70%に近い数字になると思います。

Q: 70%を割るような入札は、元々利益のでない金額で、本来なら入札するような金額ではないということですか。

A: そこまで限定してはいないのですが、許容価格2億円以上の工事については最低制限価格を設けていない低入札価格調査という制度を導入しています。70%を切るものについては、その場で落札決定をするのではなく、契約の履行が確保できるかどうかを調査し、できると認められた場合に限り契約をする形となっています。それとの兼ね合いによって最低制限価格の法も70%を下限にしているということです。したがって、70%を切ると工事ができないというものではないと思っています。

Q: 入札契約制度の改正ということで、案外な時間が係るものだなと思いましたが、金額的にもこのくらいの段階を経ないといけないのかというのが率直な感想です。そこでこ

のスケジュールの金額設定等については最大限のことを考えた数字なのですか。

A: 入札参加者に周知をはかり、円滑に取組ができるのが平成20年度だと思います。また、平成21年度を目標としましたのは、政令指定都市への移行があるためで、入札契約制度の形を整え、電子入札を導入しすべての入札を一般競争入札で実施する形を取りたいと考えたからです。委託業務に関しては現在各課で指名等をおこなっており、件数も多く、また内部事務の電子化等のスケジュールと併せて平成22年度にずれ込んでいますが、私どもの目標としては平成21年度の政令市移行と併せて、全ての入札を一般競争入札でおこなう、電子入札化する等を基本とする入札制度の整備を実施したいと思っています。また、お尋ねの件について前倒しでということについてですが、入札参加者への周知等もありますので段階的な方法を採用しています。

Q: 相手(入札参加者)がいる話なので、相手に理解をしてもらいながら進めていかないといけない、その間にも公共工事の発注もあるので、工事もきちんとしてもらわなければいけないし、段階的に進めていくしかないということですか。

A: はい。

Q: 平成21年の政令指定都市移行以後、現在岡山県が施工している建設工事等が岡山市で施工することになることから建設工事の発注も多くなりますか。

A: はい。

Q: 政令指定都市へ移行されると、区役所を設置することになると思いますが、契約事務は各区役所でおこなうこととなりますか。

A: 現在検討中です。本庁の契約部門で一元管理しているところもあるし、一定金額以下のものを区役所が契約しているところもあります。こうしないといけないといったものはありません。が、岡山市では平成21年度に電子入札を導入する予定ですので、人員配置及び機器構成等を勘案して一番効率的な無駄のない方法となるよう今後検討する必要がありますと考えています。ただし、基本は契約係又は契約事務を統括する部署で契約事務を執り行い、また全庁的にも統一的な指導監督ができる体制を取る必要があると考えています。

Q: 20年度改正目標と書かれてあるのはあくまでも目標と言うことですか。

A: 基本的には、この方向で改正していきます。が、何らかの事情により書かれていることにならない場合を想定して目標とさせていただいております。ただし、年度的に前後することはあっても、基本的には書かれてある方向で実現させていくことで決定しています。

Q: その他のところに10項目書かれてあるが、目安としてはいつごろですか。

A: 目安が明示できなかったものについては、その他にまとめて記載させていただいています。この中には条件さえ整えば来年度から導入できるものや、平成21年度までの導入が難しいものまであります。これらは検討が終了し実施の目処が付き次第できるだけ早い時期に実現させていきたいと考えています。

## (2)平成18年度の契約状況の報告について

Q: 不要品の売り払いとはなんですか。

A: 規定の年数がたった自動車の売却,またはスクラップ廃棄したものを売却するといったものです。その他では,ペットボトルをペール化したものを売却するなどがあります。

Q: 売り払いで1件で5000万円という大きな数字があるがこれは何ですか。

A: ペットボトルの売り払いです。これが1年分です。

Q: 指名停止が増えていますが,岡山市で政策的に調査した結果ですか。

A: そのようなことはしていません。

Q: 指名停止の件数が99件から137件に増えていきます。岡山市独自で何かしたわけではないのですか。

A: これは,岡山市独自の姿勢と言うよりも,公正取引委員会や警察などが談合等の不正行為や,建設業法違反の取り締まりを強化した結果,摘発等が増加したためです。

Q: 水道局も指名停止が増えていきますね。

A: 理由としては岡山市と同様です。制度を変えたわけではありません。

Q: 運用の面で厳しくしたわけではないのですか。まだ,有罪判決が出たわけではないでしょう。

A: 談合の場合ですと,逮捕又は起訴の時点で指名停止にしています。

Q: 水道局と岡山市を合わせて相当な数になりますね。

A: 指名停止をしている業者は岡山市と水道局でほぼ同じ業者をしています。若干登録業者が違う場合がありますが,ほとんど重複しています。概ね岡山市が指名停止をしてそれを受けて水道局が指名停止をしています。

Q: 独占禁止法違反,建設業法違反等逮捕などを受けてした指名停止以外で,岡山市が独自の判断でおこなった指名停止はありますか。

A: 指名停止の中に監督官庁から処分を受けたことで指名停止になるものと,粗雑工事や契約締結辞退など契約の相手方としてふさわしくない行為についてペナルティーとして指名停止をする場合があります。独自の判断で行う指名停止についても発注者として厳正におこなっているところでもあります。

Q: カウンターで大声を出して暴れ散らすような人は指名停止をすればよいと思いますが。

A: 今までの規定では,長時間にわたり執拗な講義等を繰り返し執務を妨害する行為であるとか,脅迫的・暴力的言動により本市職員を畏怖・威圧する行為であるなどは規定としていましたが運用しにくいものでした。この度の改正により脅迫的・暴力的言動を行う行為又は執拗な抗議を行い執務を妨害する行為をした場合に適用できるように改正しました。

Q: 議員の口利きなどはありませんか。

A: 業者,OB等の口利きについても対応について検討をするようになっていきます。今,岡山市の総務局でこういった対応をとるのかを検討しています。もう少しすれば結論が出るのではないかと思います。